

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第11号、香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、高嶋君。

町長公室長（高嶋 好弘）

議案第11号、香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

小豆医療組合が、平成27年4月1日から、地方公営企業法の規定の全部を適用することにより、その名称が小豆島中央病院企業団となったこと及び当該企業団の退職手当に関する事務を当組合において共同処理することに伴いまして、香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、本町をはじめ、関係市町との協議が必要なことから同法第290条の規定に基づき、多度津町議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

2ページから5ページの香川縣市町総合事務組合同規約新旧対照表をご覧ください。

2ページの別表第1中及び4ページの別表第2の8の項中、5ページの別表第3中「小豆医療組合」を「小豆島中央病院企業団」に改め、3ページの別表第2の1の項中「三木・長尾葬斎組合」を「三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規約は、香川県知事の許可のあった日から施行し、改正後の香川縣市町総合事務組合同規約の規定は、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。